

## スポーツ・健康まちづくりの検討に関する関係省庁会合(第6回)

### メール審議 概要

- 開催日時 : 2020年7月27日(月)~8月4日(火)
  
- 対応者 : 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局参事官、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室参事官、総務省大臣官房企画課長、国土交通省総合政策局政策課長、観光庁観光資源課長、経済産業省商務情報政策局サービス政策課長、経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長、厚生労働省健康局健康課長、スポーツ庁健康スポーツ課長、スポーツ庁参事官(地域振興担当)、スポーツ庁参事官(民間スポーツ担当)

#### ○ 概要

スポーツ庁からの提案に対して以下のやりとりがあり、

- ①ワンストップ相談窓口について、スポーツ庁と各省庁の役割分担等を整理する
- ②モデル自治体制度(仮称)については、資料P3を別紙のとおり修正の上、今後スポーツ庁と各省庁で個別の調整等を行うことが了承された。

(資料P2 ワンストップ相談窓口関係)

- ・ワンストップ相談窓口で受ける相談事項は、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において新たに創設された「スポーツ・健康まちづくり」に関する事項に限定されるという認識でよいか。  
→ ご認識のとおり。
- ・ワンストップ相談窓口について、各省庁へ期待する役割をもう少し具体的に整理した方が、窓口設置後のイメージが湧きやすく、動きやすい。  
→ 今後、各省庁に窓口の登録をお願いさせて頂くに当たっては、各省庁とスポーツ庁の役割分担について、もう少し整理した形でお示しする。

(資料P3 モデル自治体制度(仮称)関係)

- ・「重点実施・優先採択」の対象としている関係省庁の具体的な「個別事業」とは具体的に何か。  
→ 対象とする具体の事業については、今後関係各省とご相談する中で調整させて頂きたく、現時点で網羅的にお示しすることは困難である。主に自治体を交付対象とする予算事業のほか、スポーツ・健康まちづくりに資すると考

えられる施策・事業であれば幅広く対象としたい。現在、総合戦略や基本方針において記載のない事業も含め、今後各省庁と相談したい。

- ・対象の記述について、自治体から見た場合には、モデルに認定されることで、関係省庁から何らかの予算措置（交付金・補助金等）を得られることが約束されると受け止められる可能性が高い。予算措置による支援ツールを持たない課も存在し、また、各事業や施策の適応基準は様々で、必ずしもモデル自治体認定制度（仮称）の評価項目に平仄を合わせることはできない場合もあるため、関係省庁の予算措置の状況等に応じ、記載表現を『重点実施・優先採択“等”』とするなど修正いただきたい。

→関係各省における予算措置の可否は、本会合の後、個別に各省庁と相談しつつ調整したい。一方で、予算措置の在り方には重点配分・優先採択以外にも様々な方策が考えられることから、記載表現を修正する。なお、最終的に各省において予算措置が困難とのご判断になった場合も、自治体のモチベーションの向上や他自治体への取組の波及のため、評価項目の検討及び制度へのご参加（計画の協議への対応）をお願いしたい。

- ・各省庁のインセンティブ措置の状況によっては、各類型におけるインセンティブのバランス等も考慮し、「類型毎」としている認定方式についても検討対象とすべきである。また、評価項目イメージの類型については、現在3つの類型に分かれているが、その分け方も検討対象とすべきである。

→ご指摘頂いた点も踏まえ、今後、制度の具体的な枠組みについて相談させて頂きたい。

- ・Ⅱの健康増進・心身形成・病気予防では、年間5団体に候補が確保される見通しがあるのか。

→各自治体が現状どのような取組を行おうとしているのか十分把握できていないことから、9月に予定しているアンケート調査（KPI測定）を活用し調査したい。3類型に取り組もうとしている自治体がどの程度存在しているのか等を調査することにより、現在の案において「3類型×5団体」としている対象の設定方法を変更することも考えられる。

- ・モデル自治体制度（仮称）とは別に、既に自治体も含めた表彰制度も実施している旨をご承知おきいただきたい。また、既存の表彰制度とは重複しないと考えているが、事実誤認等ないか確認したい。

→今回の認定制度は、スポーツ・健康まちづくりとして実施する事業について、具体的なインセンティブを付与することを目的とした制度であり、重複するものではないと考えているが、引き続きご意見を頂きながら制度設計していきたい。

（以上）

- ・スポーツ・健康まちづくりに積極的に取り組む地方公共団体等に対するインセンティブ策として、優良な取組を実施する地方公共団体について、認定制度を創設し、重点的に支援
- ・概ね2021年～2023年の3年間の取組を想定
- ・制度構築に向けて、スポーツ庁が個別に関係省庁と調整を実施

## ①対象（案）

- ・令和3年度以降、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における、スポーツ・健康まちづくりの関係施策（3つの類型※）に対応する取組を行う地方公共団体

※ 「経済・社会の活性化」、「健康増進・心身形成・病気予防」、「自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換」を想定

- ・3つの類型ごとに、毎年5団体程度を認定（3類型×5団体×3年＝45団体程度）

## ②認定プロセス（案）

